

## 平成 28 年度 第 1 回中野市都市計画審議会次第

日時 平成 28 年 10 月 11 日 (火) 午後 2 時  
場所 中野市市民会館 2 階 42 号会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議事

(1) 会長選出及び会長代理指名について

(2) 中野都市計画道路の変更について (長野県決定)

3・5・7号 西町上小田中線

3・5・9号 立ヶ花東山線

(3) 中野都市計画用途地域の変更について (中野市決定)

西一丁目及び二丁目の一部

### 4 その他

### 5 閉 会

中野市都市計画審議会委員名簿

委嘱期間：H28.8.17～H30.8.16

	所属団体・役職名	氏名	備考	
1	中野市農業委員会 会長	<small>ナカムラ ヒデト</small> 中村 秀人	第2条2(1)	学識経験者
2	長野工業高等専門学校 教授	<small>ヤナギサワ ヨシヤス</small> 柳沢 吉保	第2条2(1)	学識経験者
3	中野市議会経済建設委員会 委員長	<small>エイザワ スガ オ</small> 永沢 清生	第2条2(2)	市議会議員
4	中野警察署 署長	<small>モモセ アツシ</small> 百瀬 敦志	第2条2(3)	市長が特に認めるもの
5	北信建設事務所 所長	<small>オギノ アツシ</small> 荻野 厚	第2条2(3)	市長が特に認めるもの
6	北信地方事務所 建築課長	<small>マキ クニコ</small> 牧 邦子	第2条2(3)	市長が特に認めるもの
7	中野市区長会 副会長	<small>マツシマ エイタロウ</small> 松島 栄太郎	第2条2(3)	市長が特に認めるもの
8	中野市女性団体連絡協議会 会長	<small>コバヤシ キ ミコ</small> 小林 貴三子	第2条2(3)	市長が特に認めるもの
9	信州中野商工会議所 副会頭	<small>ユザワ ショウジ</small> 湯澤 昭二	第2条2(3)	市長が特に認めるもの
10	中野市商店会連合会 会長	<small>ミヤガワ ヒロシ</small> 宮川 浩	第2条2(3)	市長が特に認めるもの
11	中野青年会議所 理事長	<small>ヌマタ タクヤ</small> 沼田 拓也	第2条2(3)	市長が特に認めるもの
12	公募委員	<small>ナカムラ ミキオ</small> 中村 幹夫	第2条2(3)公募	市長が特に認めるもの
13	公募委員	<small>エガワ カズミ</small> 江川 和巳	第2条2(3)公募	市長が特に認めるもの
14	公募委員	<small>カツヤマ</small> 勝山 ジュン	第2条2(3)公募	市長が特に認めるもの

○中野市都市計画審議会条例

平成17年4月1日条例第157号

中野市都市計画審議会条例

(設置)

**第1条** 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定により、中野市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

(3) 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第2項に規定する者のうちで、市長が特に認めるもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

**第3条** 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

**第4条** 審議会に会長を置き、学識経験者から任命された委員のうちから委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

**第5条** 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

**第6条** 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

議案第2号  
中野都市計画道路の変更について

資料

中野都市計画道路の変更（長野県決定）

都市計画道路中 3・5・7 号松川上小田中線を 3・5・7 号西町上小田中線に名称を改め、3・5・7 号西町上小田中線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員(m)		地表式の区間における鉄道との交差の構造
幹線街路	3・5・7	西町上小田中線	中野市西二丁目	中野市大字小田中字前畑	中野市大字中野字堂之裏	約2,880m	地表式	2	12m	幹線街路と平面交差 9 箇所	
	3・5・9	立ヶ花東山線	中野市大字立ヶ花字西原	中野市東山	中野市西二丁目	約6,740m	地表式	2	12m	長野電鉄長野線と平面交差 自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 8 箇所	中野市大字草間字林畔地内で上信越自動車道に接続

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

中野都市計画道路の道路網の見直しの結果、1 路線の名称の変更及び起点の変更、1 路線の一部区域の変更を行うものである。

併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。

新旧対照表

(旧)

種別	名 称		位 置				構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車 線 の 数	幅員 (m)	地表式の区間 における鉄道との 交差の構造	
幹線街路	3・5・7	松川上小 田中線	中野市 西二丁目	中野市大字 小田中字前畑	中野市 大字中野 字堂之裏	約2,680m	地表式	—	12m	幹線街路と 平面交差9か所	
	3・5・9	立ヶ花 東山線	中野市大 字立ヶ花 字西原	中野市東山	中野市西 二丁目	約6,800m	地表式	—	12m	長野電鉄河東線 と立体交差 自動車専用道路 と立体交差1か 所 幹線街路と平面 交差8か所	中野市大字草 間字林畔地内 で上信越自動 車道に接続

(新)

種別	名 称		位 置				区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車 線 の 数	幅員 (m)	地表式の区間 における鉄道との 交差の構造		
幹線街路	3・5・7	西町上小 田中線	中野市 西二丁目	中野市大字 小田中字前畑	中野市 大字中野 字堂之裏	約2,880m	地表式	2	12m	幹線街路と 平面交差9か所		
	3・5・9	立ヶ花 東山線	中野市大 字立ヶ花 字西原	中野市東山	中野市西 二丁目	約6,740m	地表式	2	12m	長野電鉄長野線 と平面交差 自動車専用道路 と立体交差1か 所 幹線街路と平面 交差8か所	中野市大字草 間字林畔地内 で上信越自動 車道に接続	

## 変更理由書

中野都市計画道路3・5・9号立ヶ花東山線は、市街地を取り囲む市街地環状道路を構成する道路であると共に、郊外を結ぶ主要幹線道路である。

昭和25年に都市計画区域の指定がされ、昭和28年12月5日に安源寺東山線として計画決定された。同時期に他6路線が決定され、現在の都市計画道路網の骨格ができた。

その後、平成7年11月30日に上信越自動車道須坂—信州中野間の開通を控え、交通需要が増大することが予想されることから、平成6年3月22日に起点を安源寺から立ヶ花に変更して、立ヶ花東山線とし、延長6,800メートル、代表幅員12メートルで決定した。

計画線と長野電鉄線が立体交差する路線橋は総幅員20メートルであり、計画当初は、山ノ内線と木島線の2路線が通っていた。線路から5差路の吉田交差点までは約80メートルあり、信州中野駅に近いことで電車が低速で通過するため、朝夕の通勤・通学の時間には頻繁に遮断機が降り、渋滞の原因となっていた。しかし、平成14年4月1日に木島線が廃止されたことにより、渋滞はみられなくなった。

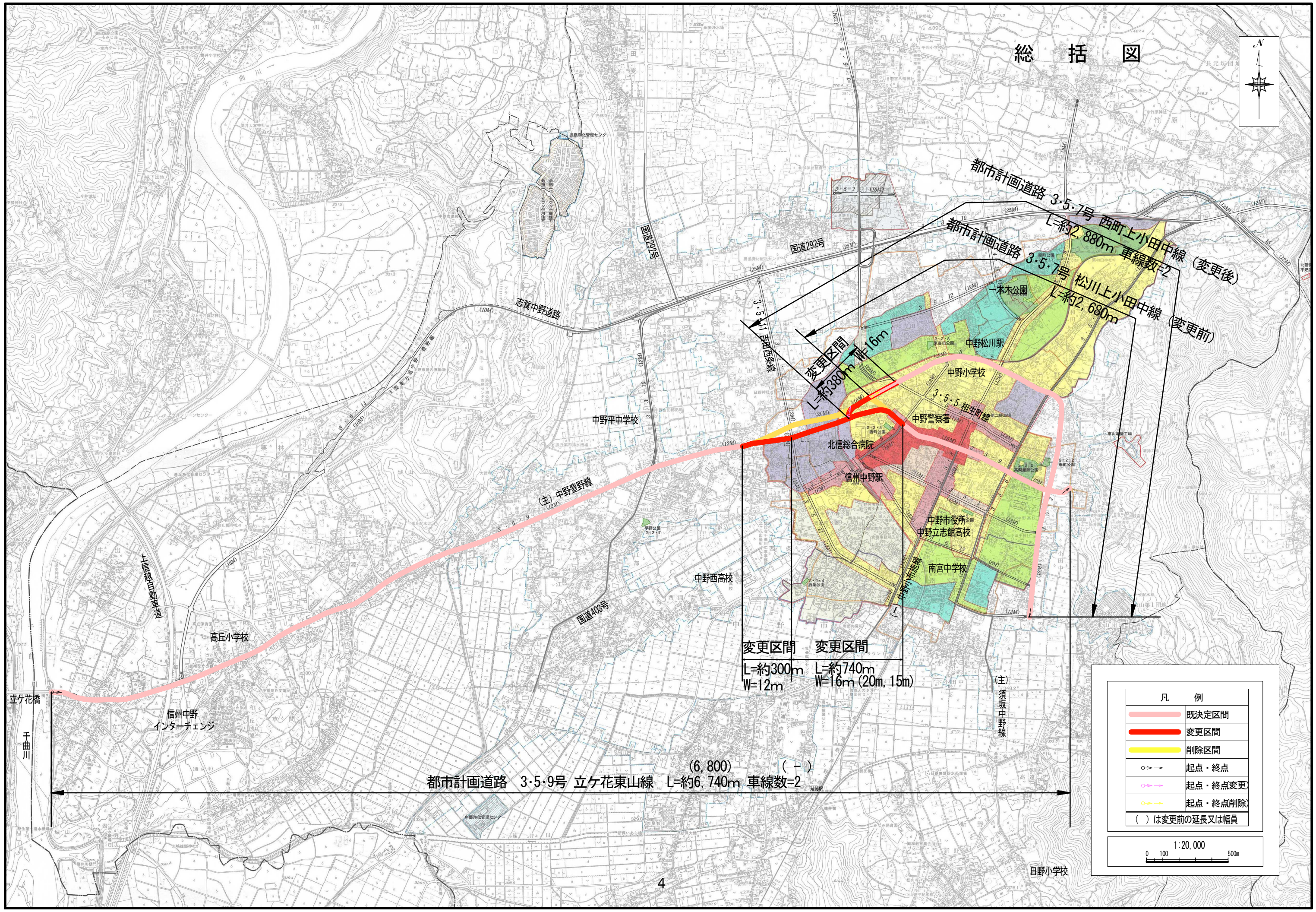
現在は、通過する電車本数が減少するとともに周辺道路網整備による交通量分散により、立体交差の目安となる踏切遮断交通量は10,000台時/日以下に交通量が減少していることを踏まえ、既決定の長野電鉄立体交差（幅員20m）を平面交差（幅員16m）とするとともに、現道を拡幅する線形に見直しをする。

また、平成21年3月策定「中野市都市計画マスタープラン」の、「安全でやさしいみちづくりをめざし、また、中心市街地など歩行者の通行が多い道路のユニバーサルデザイン化に努め、人にやさしい道づくりを促進します。」との基本方針により、地域医療の拠点である北信総合病院利用者の利便性に配慮した線形に変更するとともに、歩行者等に配慮した歩道幅員を確保し、沿道土地利用の活性化をはかるため、停車帯を設置する。

また、上記の3・5・9号立ヶ花東山線の一部区域の変更に伴い、交差する3・5・7号松川上小田中線の起点を千社大神北から吉田交差点に変更することにより、現在の変則五差路交差点を十字交差点に改良し、円滑な都市道路を形成する。併せて、名称を3・5・7号西町上小田中線に変更する。



# 総括図



都市計画道路 3・5・7号 西町上小田中線 (変更後)  
 L=約2,880m 車線数=2  
 都市計画道路 3・5・7号 松川上小田中線 (変更前)  
 L=約2,680m

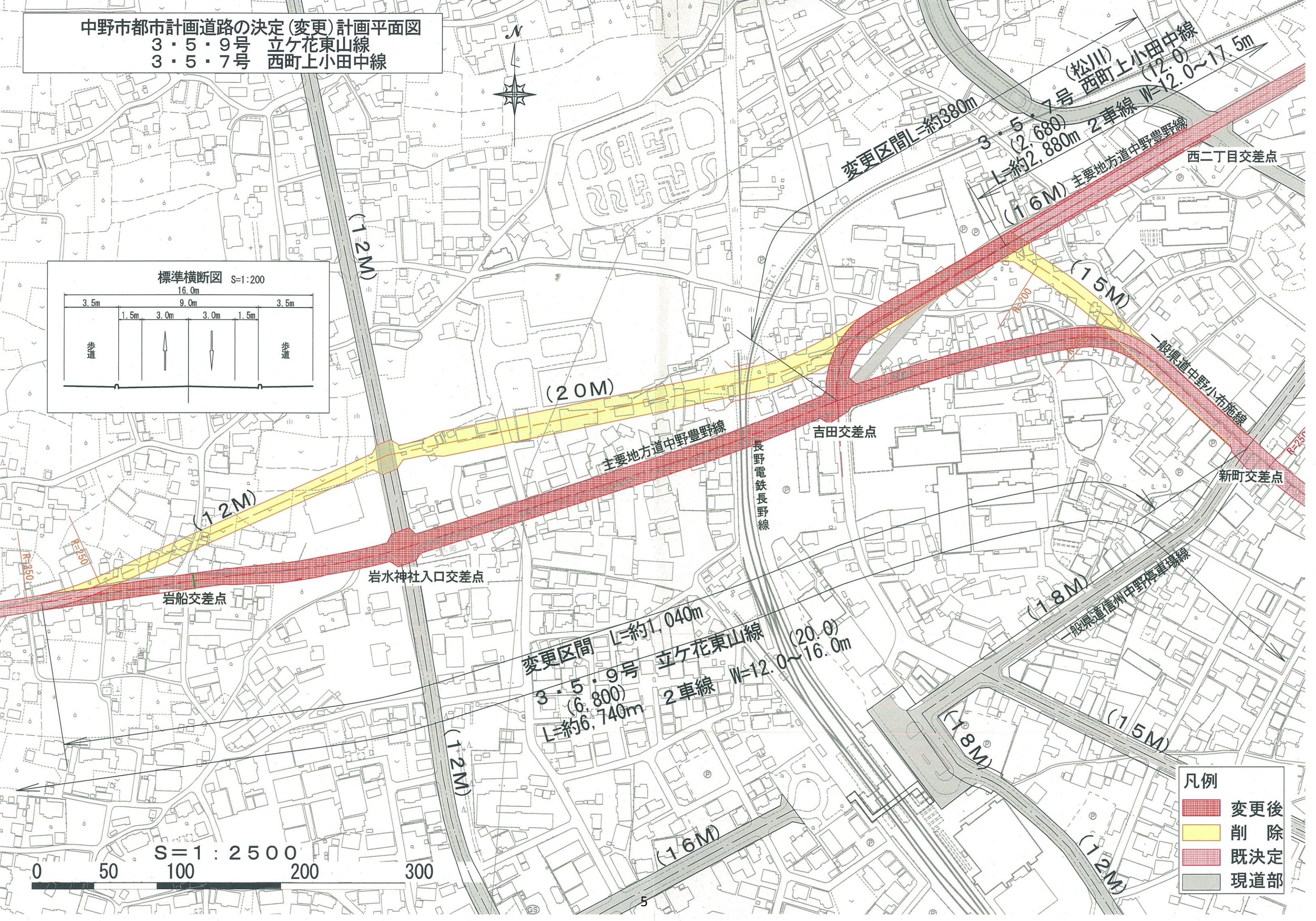
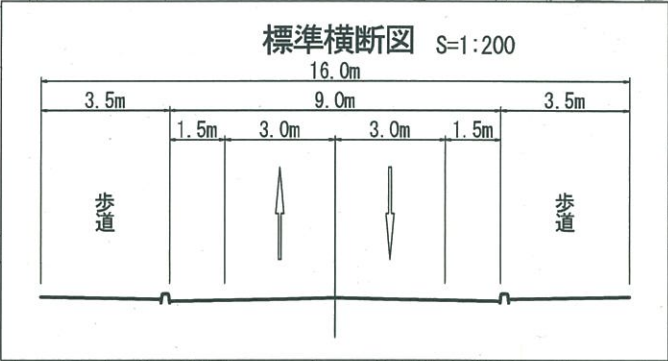
変更区間  
 L=約380m W=16m  
 変更区間  
 L=約300m W=12m  
 変更区間  
 L=約740m W=16m (20m, 15m)

都市計画道路 3・5・9号 立ヶ花東山線 L=約6,740m 車線数=2  
 (6,800) ( - )

凡 例	
	既定区間
	変更区間
	削除区間
	起点・終点
	起点・終点変更
	起点・終点削除
( )	は変更前の延長又は幅員

1:20,000  
 0 100 500m

中野市都市計画道路の決定(変更)計画平面図  
 3・5・9号 立ヶ花東山線  
 3・5・7号 西町上小田中線



- 凡例
- 変更後
  - 削除
  - 既決定
  - 現道部

議案第3号  
中野都市計画用途地域の変更について

資料

中野都市計画用途地域の変更（中野市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限	建築物の高さ制限	備考
第一種低層住居専用地域	約 32 ha	8/10以下	5/10以下	-	-	10m	9.4%
第一種中高層住居専用地域	約 51 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	15.0%
第二種中高層住居専用地域	約 36 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	10.6%
第一種住居地域	約 136 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	40.0%
第二種住居地域	約 6 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	1.8%
近隣商業地域	約 20 ha	30/10以下	8/10以下	-	-	-	5.9%
商業地域	約 14 ha	40/10以下	8/10以下	-	-	-	4.1%
準工業地域	約 31 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	9.1%
工業地域	約 14 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	4.1%
合計	約 340 ha						100.0%

種類、位置及び区域は計画図表示のとおり

理由

都市計画道路 3・5・9 号立ヶ花東山線の変更に伴い、用途地域界を変更するものである。

用途地域新旧対照表

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さ制限	備考
第一種低層住居専用地域	約 32 ha	8/10以下	5/10以下	-	-	10m	9.4%
第一種中高層住居専用地域	約 51 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	15.0%
第二種中高層住居専用地域	約 36 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	10.6%
第一種住居地域	約 <del>135</del> 136 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	<del>39.7%</del> 40.0%
第二種住居地域	約 6 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	1.8%
近隣商業地域	約 <del>21</del> 20 ha	30/10以下	8/10以下	-	-	-	<del>6.2%</del> 5.9%
商業地域	約 14 ha	40/10以下	8/10以下	-	-	-	4.1%
準工業地域	約 31 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	9.1%
工業地域	約 14 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	4.1%
合計	約 340 ha						100.0%

上段朱書きは変更前の数値を示す。

## 都市計画変更理由書

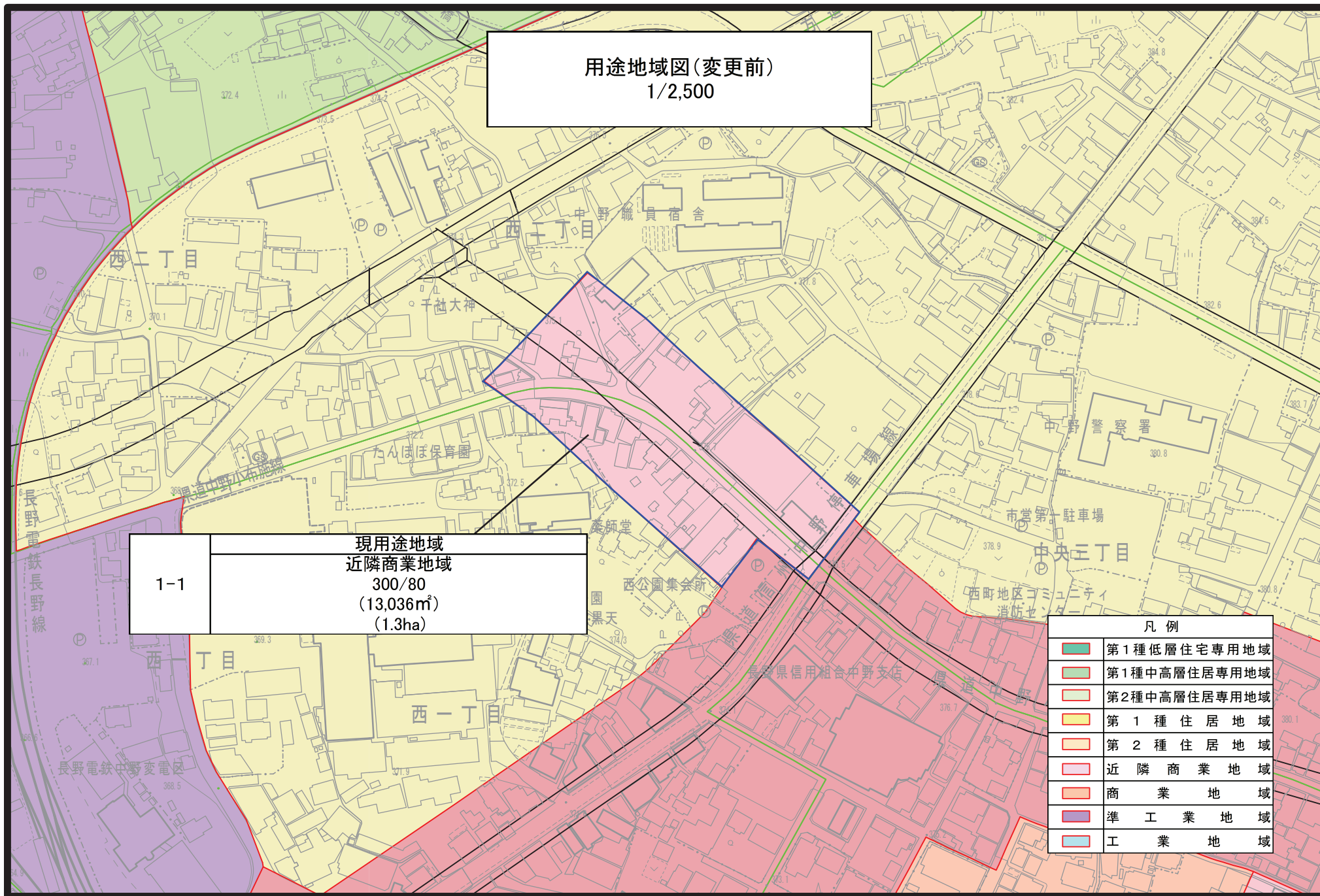
総合計画に掲げる都市像「緑豊かなふるさと文化が香る元気なまち」をまちづくりの観点から実現するため、市域全体が持続的に発展する「活力あるまち」、地域、多世代が支えあう「安心して暮らせるまち」、豊かな自然・歴史を受け継ぐ「ふるさとのまち」を目指し、住居、商業、工業などを適正に配置して、おおまかな土地利用の方向を定め、機能的な都市活動を確保するため用途地域を定めている。

本案は、長野県が行う都市計画道路 3・5・9 号立ヶ花東山線の路線及び幅員変更に伴い、周辺の土地利用の状況等を勘案し、適切な用途地域とするため、用途地域を変更しようとするものである。

本区域の現用途は、昭和 54 年に近隣商業地域として設定されたが、人口減少や空き店舗の増加などにより、建築物の用途別現況は一般住宅が主であるため、住環境の保全の観点から現用途の一部を周辺の用途でもある第 1 種住居地域へと変更する。

残りの区域については、商業集積の低下が見受けられるが、信州中野駅へと続く幹線道路、また市街地の商店街とも接しているという利便性から今後も商業地として活性化に努める区域とし、現用途のままとする。

用途地域図(変更前)  
1/2,500



1-1  
現用途地域  
近隣商業地域  
300/80  
(13,036㎡)  
(1.3ha)

凡例	
	第1種低層住宅専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

用途地域図(変更後)  
1/2,500

都市計画道路3・5・9号立ヶ花東山線  
(新計画線)

都市計画道路3・5・9号立ヶ花東山線  
(現計画線)

1-1	現用途地域	新用途地域
	近隣商業地域 300/80 (6,408㎡) (0.6ha)	第1種住居地域 200/60 (6,408㎡) (0.6ha)

1-2	現用途地域	新用途地域
	近隣商業地域 300/80 (176㎡) (0.0ha)	第1種住居地域 200/60 (176㎡) (0.0ha)

1-3	現用途地域	新用途地域
	第1種住居地域 200/60 (196㎡) (0.0ha)	近隣商業地域 300/80 (196㎡) (0.0ha)

凡例	
	第1種低層住宅専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域



都市計画の策定の経緯の概要

中野都市計画用途地域の変更 中野市決定

事 項	時 期	備 考
地元説明会	平成 28 年 7 月 5 日 (火)	地権者説明会 西町区
長野県知事事前協議	平成 28 年 7 月 12 日 (火)	
長野県知事事前協議回答	平成 28 年 8 月 22 日 (月)	
公聴会開催の公告	平成 28 年 8 月 25 日 (木)	
素案の閲覧	平成 28 年 8 月 26 日 (金) ~ 平成 28 年 9 月 2 日 (金)	
公述申出書提出期限	平成 28 年 9 月 2 日 (金)	公述申出なし
公聴会 (都市計画法第 16 条第 1 項)	平成 28 年 9 月 10 日 (土)	中止
長野県知事協議 (都市計画法第 19 条第 3 項)	平成 28 年 9 月 12 日 (月)	
計画案の公告 (都市計画法第 17 条第 1 項)	平成 28 年 9 月 15 日 (木)	
計画案の縦覧 (都市計画法第 17 条第 1 項)	平成 28 年 9 月 15 日 (木) ~ 平成 28 年 9 月 29 日 (木)	意見書なし
長野県知事協議回答	平成 28 年 10 月 4 日 (火)	
中野市都市計画審議会 (都市計画法第 19 条第 1 項)	平成 28 年 10 月 11 日 (火)	
都市計画変更決定告示 (都市計画法第 20 条第 1 項)	平成 28 年 12 月 日	予定